

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No. 4
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 日下部 真治
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	平成 17 年 1 月 4 日
【提出日】	平成 17 年 1 月 12 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	2 名
【提出形態】	連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	ビーピー・カストロール株式会社
会社コード	5015
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都千代田区麹町四丁目 5 番 21

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ビー・ピー・ピーエルシー（BP p.l.c.）
住所又は本店所在地	英国 SW1Y 4PD ロンドン セント・ジェームズ・スクウェア1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治42年4月14日
代表者氏名	P.D. サザーランド
代表者役職	会長
事業内容	石油・天然ガス・石油化学製品等の探査、開発、生産、精製、製造、加工、輸送、マーケティング、取引、および販売

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 原 悦子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

支配権の取得及び経営参加。ビービー・ブランドの自動車用潤滑油を輸入・製造・販売する発行会社と、カストロール・リミテッドの100%子会社であり、カストロール・ブランドの自動車用潤滑油を輸入・製造・販売するビービー・ジャパン・ルブリカンツ株式会社が平成17年1月1日を合併期日（合併登記申請日は同年1月4日）として合併したことにより、ビー・ピー・ピーエルシーを中核企業としカストロール・リミテッドを含むビービー・グループの発行会社に対する支配権が取得されるとともに、同グループが、合併により統合された発行会社の経営に参加することとなる。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	5,474,304		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 5,474,304	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 5,474,304		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年1月4日現在)	S 29,586,193株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	18.50%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	33.78%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	平成 12 年 5 月 19 日に発行会社を実施した株式分割により、456,192 株を取得し、また、平成 14 年 8 月 14 日に発行会社を実施した株式分割により、2,737,152 株を取得した。
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	カストロール・リミテッド (Castrol Limited)
住所又は本店所在地	英国ウィルシャー州 SN3 1RE スウィドン、パイパーズ・ウェイ、 ウェイクフィールド・ハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	大正7年1月23日
代表者氏名	デイビッド・エー・ジェー・ボールドリー
代表者役職	取締役
事業内容	工業用、船舶用、自動車用潤滑油の販売

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 原 悦子
電話番号	03-(6888)-1000

(2) 【保有目的】

<p>支配権の取得及び経営参加。ビービー・ブランドの自動車用潤滑油を輸入・製造・販売する発行会社と、カストロール・リミテッドの100%子会社であり、カストロール・ブランドの自動車用潤滑油を輸入・製造・販売するビービー・ジャパン・ルブリカンツ株式会社が平成17年1月1日を合併期日（合併登記申請日は同年1月4日）として合併したことにより、ビー・ピー・ピーエルシーを中核企業としカストロール・リミテッドを含むビービー・グループの発行会社に対する支配権が取得されるとともに、同グループが、合併により統合された発行会社の経営に参加することとなる。</p>

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	12,234,273		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 12,234,273	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 12,234,273		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年1月4日現在)	S 29,586,193株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	41.35%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				
平成17年1月4日	普通株	12,234,273	取得	合併による合併新株の取得

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記内訳 (具体的に)	合併による合併新株 (12,234,273 株) の取得
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

- (1) ビー・ピー・ピーエルシー (BP p.l.c.)
- (2) カストロール・リミテッド (Castrol Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	17,708,577		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 17,708,577	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 17,708,577		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

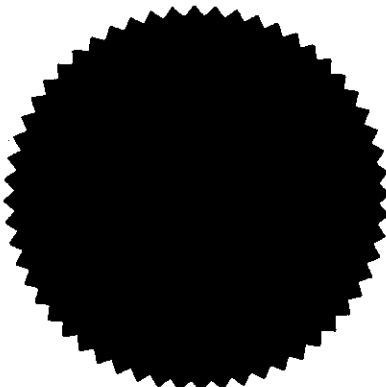
発行済株式総数(株) (平成17年1月4日現在)	S 29,586,193株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	59.85%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	33.78%

POWER OF ATTORNEY

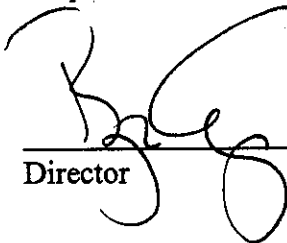
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that BP p.l.c., a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at 1 St James's Square, London, SW1Y 4PD, England (the "Company"), hereby nominates and appoints Shinji Kusakabe and Etsuko Hara, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorneys-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Large Shareholding Report and/or any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in BP Castrol K.K. (hereinafter referred to as the "Issuing Company") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Company and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To execute and deliver any and all documents necessary to conduct the foregoing, and to do any and all acts and things necessary to conduct the foregoing.

IN WITNESS whereof this deed has been executed by the Company which has caused its Common Seal to be hereunto affixed this 6th day of January, 2005.



BP p.l.c.



Director



Deputy Secretary

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され、英国 SW1Y 4PD ロンドン セント・ジェームズ・スクウェア 1 に住所を有するビー・ピー・ピーエルシー（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士日下部真治氏及び原悦子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社によるビーピー・カストロール株式会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき大量保有報告書、変更報告書および訂正報告書（以下「報告書」という。）を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 上記に関連して必要なその他の全ての書類に署名し、交付すること、及び上記に関連して必要なその他全ての行為及び事項を行うこと。

上記の証として、当社は、2005 年 1 月 6 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

ビー・ピー・ピーエルシー

(署名)

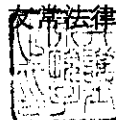
取締役

(署名)

副秘書役

上記正訳いたしました。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 原悦子



POWER OF ATTORNEY

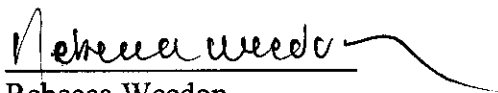
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Castrol Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at Wakefield House, Pipers Way, Swindon, Wiltshire SN3 1RE, England (the "Company"), hereby nominates and appoints Shinji Kusakabe and Etsuko Hara, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorneys-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Large Shareholding Report and/or any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in BP Castrol K.K. (hereinafter referred to as the "Issuing Company") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Company and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To execute and deliver any and all documents necessary to conduct the foregoing, and to do any and all acts and things necessary to conduct the foregoing; and

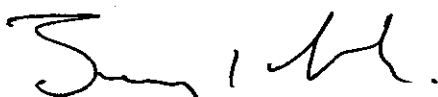
This Power of Attorney shall remain in full force and effect until 31st December 2005 or until earlier revoked in writing by the Company.

IN WITNESS WHEREOF this deed has been executed by the Company which has caused its Common Seal to be hereunto affixed this 5th day of January, 2005.

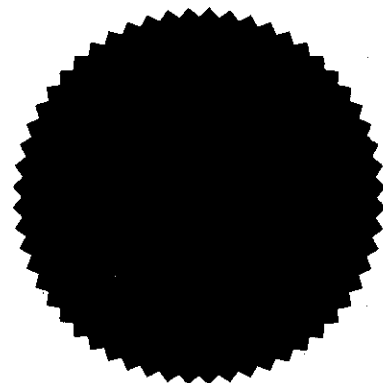
CASTROL LIMITED



Rebecca Weedon
Company Secretary



Jeremy Cook
Director



(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され、英国ウィルシャー州 SN3 1RE スウィンドン、パイパーズ・ウェイ、ウェイクフィールド・ハウスに住所を有するカストロール・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士日下部真治氏及び原悦子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社によるビーピー・カストロール株式会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき大量保有報告書、変更報告書および訂正報告書（以下「報告書」という。）を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 上記に関連して必要なその他の全ての書類に署名し、交付すること、及び上記に関連して必要なその他全ての行為及び事項を行うこと。

本委任状は、2005年12月31日またはそれ以前に当社が書面により撤回するまでの間、効力を有する。

上記の証として、当社は、2005年1月5日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

カストロール・リミテッド

(署名)

レベッカ・ウィードン
会社秘書役

(署名)

ジェレミー・クック
取締役

上記正訳いたしました。
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 原悦子

